

輸入差止情報提供書

整理 No.

—

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 情報提供者【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

(連絡先)
担当者

電話（FAX）番号

関税定率法第21条第1項第5号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり
輸入差止情報提供します。

記

1. 輸入差止情報提供に係る権利の内容【公表】

※ 登録番号 及び登録年月日	第 号 年 月 日
※ 権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲	
※ 原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
※ 専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)

2. 輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名等【公表】

※品目	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否:□可、□否】

※☆

4. 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) その他の参考事項 ☆【公表の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入差止情報提供に係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格(輸入品にあってはF O B価格)
- c. その他

6. 添付資料等☆

区分	部数
※ <input type="checkbox"/> 回路配置原簿の謄本 ※ <input type="checkbox"/> 上記謄本等の写し 【公表の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】	1 部 部
※ <input type="checkbox"/> 権利が設定登録された回路配置の拡大写真(カラーに限る) ※ <input type="checkbox"/> 自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大写真 (カラーに限る) 【公表の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】	部 部
<input type="checkbox"/> 自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。) 【公表の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】	部
※ <input type="checkbox"/> 権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物 ※ <input type="checkbox"/> 自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物 【公表の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】	個 個
<input type="checkbox"/> その他自己の権利の侵害の証拠となる書類 【公表の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として公表されます。
- (2) 【非公表】項目
公表されません。
- (3) 【公表の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止情報提供継続希望期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等は認定手続において、侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

輸入差止情報提供書（T - 1920）

「整理No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄は、輸入差止情報提供を行う税関名を で囲む。

「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。

「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。

「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。

「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。

「輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名」欄には、侵害物品の品名を記載させる。

「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。

「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。

「真偽の識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。